各 位

会 社 名 日 本 風 力 開 発 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸 (コード番号 2766 マザーズ) 問合せ先 代表取締役専務 小田 耕太郎 (TEL. 03-3519-7250)

証券取引等監視委員会による当社役員からの情報受領者に対する課徴金納付命令の勧告について

証券取引等監視委員会から、当社役員からの情報受領者について金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行なったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは当社として誠に遺憾であり、株主の皆様及び関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告の概要

勧告によりますと、課徴金納付命令対象者は、当社役員から当社の会計監査人の異動、それに伴い平成22年3月期の有価証券報告書の提出が遅延し、当社株式が監理銘柄に指定される見込みとなった旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年6月14日より前の同月8日に、自己の計算において当社の株式合計50株を売付価額合計918万7900円で売り付けたものです。

勧告では、この課徴金納付命令対象者が行った上記の行為は、金融商品取引法第175条 第1項に規定する「第166条第1項又は3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等 をした」行為に該当するとされています。

この違反行為に対し、課徴金納付命令対象者が、金融商品取引法に基づき納付を命ぜられる見込みの課徴金の額は、653万円です。

2. 今後の対応について

当社としては、事実関係を調査するとともに、当社の情報管理体制やコンプライアンス 体制に不備がなかったかといった点についても検証を行ない、これらの結果を受け必要に 応じて適切に対処してまいります。

3. 再発防止策について

当社では、内部者取引管理規定を制定し、内部者取引の未然防止に取り組んで参りましたが、それにもかかわらず今回の事態が発生したことを厳粛に受け止めております。

当社は、今回の事態を受け、当社役職員に対して、内部者取引管理規定の周知徹底を改めて図るとともに、コンプライアンス教育の一層の強化を図ってまいります。

以上